

令和8年度社会実装・事業化推進事業 委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と受託者が協議の上で決定する。

1 業務の名称

令和8年度社会実装・事業化推進事業

2 業務の目的

「令和8年度社会実装・事業化推進事業 企画提案募集要領」に記載のとおり

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月17日（水）まで

4 具体的な業務内容及び提案を求める事項

過去に「ぐんま未来共創トライアル補助金」に採択された事業者（44件）の中から、社会実装への可能性が高い事業（数件）を選定、社会実装するまで伴走支援する。

なお、社会実装とは、「社会実証を通じて有効性を確認した取組を、地域課題の解決に資するサービス又は事業として現場に導入し、継続的に展開・定着させること」を指し、以下の4点をすべて満たすものである。

- ①社会実証で有効性を確認している
- ②提供主体（自治体・企業等）が明確
- ③継続運用の仕組み（計画・事業・業務）がある
- ④単年度・単発で終わらない

具体的な業務内容は以下（1）～（3）とし、受託者はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の県との打合せを踏まえて業務を実施するものとする。

なお、本事業実施にあたっては、県と必要な打ち合わせ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議して決定する。

（1）支援企業等の選定、課題調査

過去に「ぐんま未来共創トライアル補助金」に採択された事業者（44件）を対象に、事業報告書の確認、事業者へのヒアリング、必要に応じた追加調査等を行い、社会実装への可能性が高い事業を数件選定する。

選定した事業者については、事業の現状、事業化に向けた進捗状況、社会実装に至るまでに解決すべき課題（技術面、事業面、体制面、連携先等）を整理し、課題調査を行う。

（2）社会実装に向けたアクションプランの策定

選定した事業者について、社会実装を実現するため、課題の可視化、解決方針、必要な連携先、役割分担、社会実装までのスケジュール等を整理したアクションプランを策定する。

アクションプランの策定にあたっては、選定した事業者と密に連携し、事業環境の変化等

に応じて、必要な見直し・修正を迅速に行う。

策定したアクションプランは、群馬県と共有する。

(3) 伴走支援、その他自由提案

策定したアクションプランに基づき、支援対象事業者が社会実装および事業化に至るよう、伴走支援を行う。

なお、支援内容については、本事業の目的を踏まえ、受託事業者からの自由な提案を求める。

5. 留意事項

(1) 業務遂行にかかる関係者との調整

本業務を行うにあたり、関係者との調整については、受託者の責任において円滑かつ効果的に実施すること。

(2) 著作権について

本業務の成果物に係る全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。

(3) 法令の遵守について

本業務の実施に当たっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。

(4) 情報の取り扱いについて

本業務の遂行にあたり知り得た行政情報及び企業・個人情報等については、何事であっても第三者に提供してはならない。

また、個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。

なお、情報セキュリティインシデントが発生または発生のおそれがある場合、速やかに報告をすること。

6. 業務完了報告書の提出について

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書をデータで提出すること。

○業務完了年月日

○本業務における実施内容及び成果

○その他（本業務に関連するもので、県が指定するもの）

7. その他

(1) 業務の進捗状況について中間報告を求めることがある。

(2) 仕様書に記載のない事項及び事業内容の詳細については、その都度、県と協議して決定する。

(3) 本業務の執行段階において、両者協議の上、仕様書の内容を変更することができる。

(4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。

(5) 本委託業務は、国の交付金を活用して実施する。受託事業者は、法令、国・県の会計・財務規定等に従った事務処理を行い、以下について留意すること。

ア 受託事業者は、本業務実施に関する総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておかなければならない。

イ 本業務は県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。